



長崎平和文化研究所

Nagasaki Institute for Peace Culture

平和文化研究 第43集 (2023年2月)

都市の記憶 XIII

多重の犠牲者が突きつけたもの

～広島三菱元徴用工被爆者問題から考える～

松田 素二

 **長崎総合科学大学**
Nagasaki Institute of Applied Science

Cover Artwork: Seiryō Ikawa

長崎総合科学大学 長崎平和文化研究所

都市の記憶 XIII

多重の犠牲者が突きつけたもの

～広島三菱元徴用工被爆者問題から考える～

松田 素二

目次

はじめに	34
松田素二講演	36
質疑応答	50
注	55

はじめに

木永勝也：あいさつを終えた後、70分から80分、松田さんにご講演をいただき、簡単な事実確認の質疑応答をして、休憩を挟んで20分から30分ぐらい時間が取れるでしょうか、質疑応答、意見交換ということで、全体をほぼ4時に終了させる予定で、本日、進めさせていただきたいと思います。なお、今しゃべって進行役をしているのは、木永勝也といいます。文化研究所の所員です。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず上菌所長より本日の講演のあいさつをお願いします。

上菌恒太郎：かみぞのです。松田素二（まつだもとじ）さん、よろしくお願ひいたします。

松田素二：はい、よろしくお願ひいたします。

上菌恒太郎：松田素二さんには、ご自身の紹介をまた後でなさっていただくとして、私のほうから、

都市の記憶講演会の主旨を大きく2点申し上げたいと思います。今日の松田さんのご講演は、先週、平野伸人さんに長崎からということでお話しいただきました引き続きです。今日、平野伸人さんが会場にお見えですので、お2人の間で対話が成り立つと面白そうだと思います。

私が最初に申し上げたいのは2点ありまして、1点は加害ということ、やはりわれわれは考えざるを得ない、もう1点は境界を越えることを考える必要があるということです。加害ですけれども、原爆について、われわれ長崎にいるとどうしても被害へと考えが流れる。ところがアジアに出ていくと、被害では済まない。

例えば731部隊は、いまだに総括できてないし、何の処罰もないまま、見過ごされている。中国や東南アジアなど、アジアのいろんな所に行くと、ドイツが戦後どう償ったかをけっこう皆さんご存

じで、いろんな所に出掛けて仕事をするときに、日本人として申し訳ないと語ってからでないと、つまり加害に対する謝罪をしてからでないと、友好が語れない。そういう中で、原爆は被害なんだとだけ言おうとしても、なかなか通じない。それは、われわれ考えておかなければならないと思います。

脚下をふり返ると、1点目の2点目ですけれども、川南工業が長崎総合科学大学を創始した企業ですが、1942年に川南高等造船学校をつくり、この時代、大東亜共栄圏のためにと始めて、創立趣意書に書いてあります。ちょうど長崎で戦艦武蔵ができていたときでもある。その川南工業のお金で、川南高等造船学校ができていくわけですが、1945年の敗戦前で見ると、川南工業に働いていた人が大体1万人弱ぐらいだった。そのうち常備工は1割ぐらい、500から1000人ぐらいだった。囚人が1000人から4000人。徴用工が500から2000人。朝鮮人が300人。動員された学徒が1000人ぐらい。捕虜が1227名。その捕虜の中には、イギリス、オランダ、アメリカというふうな人たちが働いていた。

朝鮮半島出身者の関係からいくと、これは平野伸人さんに元の資料を見せていただいて、前回、感動的だったんですけれども、ミヤガワシュウキさんが、ずっと手帳につけていらして、496名を記録してある。そのほとんどが北朝鮮、そのほとんどの方がどうなったか、行方知れずの状況です。面白いことに、朝鮮の人たちがいた寮というのが霧島寮という所で、霧島寮までは被爆地に入るんだと。川南造船の工場は被爆地を区切る線から外れている。だからそのときに霧島寮にいましたって言うと、被爆者として認定される構造になっている。

そういう経緯からして、長崎総合科学大学の始まりとして、川南工業で働かせていた朝鮮半島からの被爆者を見過ごすわけにはいかない、つまり加害の面を見すごせない、と考えています。

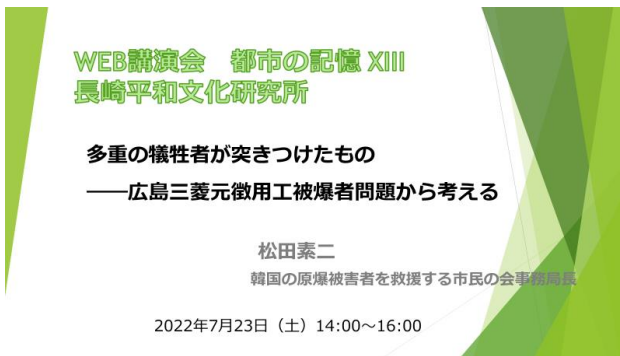
2つめとして、境界を越えると申し上げましたが、われわれは国民国家の引いた線で考えてしまう。日本と中国とか、日本と韓国とか区分して、今の国境線でものを考えてしまう。そうすると、韓国にいる被爆者は、あっち側にいる被爆者だと思う。そういう国境線でものを区切る考え方、国民国家の境界による思考を越えなければ、被爆ということ自体が語れないのではないかと。

もう一つの境界線を言うと、原爆に限定した考え方。核廃絶というだけではない、戦争をなくす方向で、軍縮を考えなければいけないんじゃないか。クラスター爆弾や対人地雷は、世界でもう禁止されているわけですが、長崎ではクラスター爆弾をやめようとは聞かない。

国民国家の線を越えて、単に原爆被害という境界を超えて、初めて今のウクライナに話がつながるんじゃないかと思います。

そういう意味で、松田素二さんの今日のお話は、焦点をかなり絞った形にはなりますけれども、ここからわれわれが、今のウクライナ、そして世界の在り方を考えるために、貴重なお話になると期待しています。松田素二さん、今日はどうぞよろしくお願いいたします。

松田素二講演



松田素二：ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。私、松田素二（まつだもとじ）と申します。会場は見えませんが、平野さんもお見えなんですね。平野さんご無沙汰しております。私、最初に自己紹介をして、話をしていますが、今日はいろいろな世代の方も参加しておられるということなので、いろいろ質疑のときにやりとりができればと思います。

私は去年の3月まで大学の教員をしていて、大学で教えている科目は、社会学や文化人類学でした。主な調査地域はアフリカで、通算すると6年ぐらい滞在しています。今、ズーム画面の背景にある写真は、私が調査している西ケニアの山村です。ちょうど赤道の真下ぐらいにある所で、この山々の向こう側は、ナイル川の源流になるビクトリア湖がある。そういう地域で、昔の文化とか、歴史とか、特に植民地支配以降の彼らの生活などについて、彼らからいろいろ教えてもらう、そういう研究を続けてきました。

今日のお話にある被爆者、特に韓国人、朝鮮人被爆者の問題と私が関わり始めたのは、今から50年近く前、1974年、私は大学の1年生でした。私の母親は、広島で女学校時代に被爆しています。当時母は現在の安芸高田市にある高等女学校の上級の学年だったので、原爆投下後、臨時救護隊の看護隊員として広島市内に入って被爆した入市被爆者になります。今年で92歳、まだ存命なんです。私が小さいときから病弱ではありましたが、

そういう関係もあって、被爆の問題には関心が

あったのですが、関西の大学に行くまでは、今日お話しする朝鮮人被爆者、韓国人被爆者のことはその存在すら知りませんでした。大学に入って、いろいろな書物から、その存在を知ったときに、たまたま当時、「密入国」してきた日本生まれの韓国人、孫振斗さんっていう方が日本の警察に捕まって、広島刑務所に収監され、それから大村収容所に送られ、そこから日本での治療と在留を求める裁判を起こしていることを知ったのでした。孫さんは、「密入国時」は韓国の釜山に住んでいましたが、1927（昭和2）年に大阪で生まれて、広島で被爆した後、敗戦後、「外国人登録」をしなかったため、言葉がほとんど通じない韓国に強制送還された方です。しかし被爆後ずっと体調が悪く、状態がひどくなって釜山の病院に行くと、白血球がすごく減少しているという診断でした。そこで孫さんは日本に来て「原爆症」の専門的な治療を受けたいと、「密入国」を試みたのでした。

孫さんは収監、収容の最中に、福岡県知事に対して原爆後障害の治療のために被爆者健康手帳を出してほしいという申請をします。しかし却下されます。なぜかというのは、後で説明しますが、当時、韓国人で被爆者健康手帳を交付されている方はほとんどおられませんでしたから、孫さんは、ましてや「密入国者」で収監、収容の身だったので、却下されたことは「当然視」され、マスメディアや平和運動関係者もこの問題を取りあげることはありませんでした。それで、当時、日本のジャーナリストや、キリスト教関係者や、市民団体の人たちや、学生が孫さんを支えて裁判を起こすことを1970年代に行いました。この裁判は、1974年に福岡地裁の一審、75年に福岡高裁の二審と勝ち進み、1978年に最高裁で孫さんが勝訴してついに被爆者健康手帳を文字通り持ち取ることができたのでした。このとき、ちょうど私は大学生でしたので、この運動といいますか、支援する動きに関わってきたことが、この朝鮮人被爆者、韓国人被爆者問題とかかわるきっかけとなりました。

それから半世紀近くたちましたが、この問題は解決に向かって大きく動いてきたものの、根本的な解決には至らず今日に至っています。

この問題を考え行動を起こすために生まれたのが、韓国の原爆被害者を救援する市民の会です。誕生したのが1971年ですから昨年で50年を迎えました。コロナ禍のために昨年は記念行事ができなかったため、今年の春に広島で、会の創設にかかわった方々や当時中国新聞の記者でのちに広島市長になる平岡敬さんらのお話を聞く50周年記念の集まりを行いました。今日おみえの平野さんは、この会の長崎支部長としても在韓被爆者支援の活動をつづけてきてくださっています。私は、この韓国の原爆被害者を救援する市民の会に学生時代から、四十何年間、関わってきました。

前回、平野さんが長崎の被爆者について詳しくお話しされたと思いますので、今日は、広島の被爆者を中心に、特に近年、日本と韓国の間で一番懸案になっている徴用工の問題を例にお話を紹介して、今私たち考えるべきこと、行動すべきことについて、皆さんと考えていきたいと思っています。

今日の日韓関係

今、日本と韓国の国民のあいだで相互に忌避、嫌悪意識が増えているのは本当か

日本経済新聞が昨年10～11月に実施した全国18歳以上の男女を対象にした郵便アンケート調査で、国・地域に対する友好意識を確認した結果、韓国に対しては回答者の66%が「嫌い」と答え、北朝鮮(82%)、中国(71%)に次いで嫌いな国・地域3位を記録した。

言論NPOと東アジア研究院が2020年10月に公表した「第8回日韓共同世論調査結果」

日本世論(N=1000)	
韓国に良い印象	25.9%
韓国に悪い印象	46.3%
どちらともいえない	27.3%
(参考) 日経友好意識調査 2020.11	韓国嫌い(66%) 北朝鮮嫌い(82%)
韓国世論(N=1006)	
日本に良い印象	12.3%
日本に悪い印象	71.6%
どちらともいえない	16.1%

松田素二：今、新聞を読めば、日韓関係は最悪だと、今度、大統領が変わって何とか改善に向かう動きが生まれてくればと思います。ただ日本のメディアの論調は、韓国の大統領が変わって、韓国が変わることで日韓関係が正常化していくかもしれないという言い方が主流ですが、今日お話しするように、この日韓関係のこじれている原因の根本的な原因は、日本側に責任があるというのが私

の考えです。

大学の教員しているときに、学生たちにいろいろ聞いてみると、中国や韓国に対して大好きという回答をする学生は極めて少なく、信頼できないとか、嫌いとか、そういう反応をする学生が、近年とても増えきていると感じます。一方、それは中国や韓国でも同じような状況で、今、日本と韓国、日本と中国、東アジアの中で隣り合う国の中で、特に若い人たちの間でお互いを嫌ったり、避けたり、悪い印象を持ったりする人たちが増えていることは、最近の日中韓の意識調査などをみても間違いのないと思います。

関係悪化の象徴

日韓の「トラブル」の原因の「徴用工問題」(「朝鮮半島出身労働者問題」とは何か

韓国 大法院判決 2018年10月30日
元徴用工4人が新日鉄住金株式会社(以下「新日鉄住金」という。)を相手に損害賠償を求めた裁判で、元徴用工の請求を容認した差し戻し審に対する新日鉄住金の上告を棄却した。これにより、元徴用工の一人あたり1億ウォン(約1千万円)を支払うよう命じた判決が確定した。

本判決は、元徴用工の損害賠償請求権は、日本政府の朝鮮半島に対する不法な植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制労働被害者の日本企業に対する恩恵請求権であるとされた。

大法院は2018年11月に一人当たり最大で1億5000万ウォンの慰謝料を支払うよう命じています。しかし、三菱重工業が判決を履行しようとしなかったことから、原告側は2019年3月、三菱重工業の韓国国内にある債権確保、特許権6件を差押え、2019年7月には差し押さえた韓国国内資産の強制売却命令を申し立てしていました。

大田(テジョン)地方裁判所は2020年9月7日、差し押さえた資産の強制売却を決めるための当事者の意見を聞く審問を、11月9日までを期限として公示送達し、30日には差し押さえ命令の決定文を、12月30日を期限として公示送達しました。

このうち審問審は11月10日午前0時をもって効力が生じました。審判所は差し押さえ命令の決定文の公示送達の日(12月30日)以降、現金化の命令を出すかどうかを決めるとみれます。

こうした日韓関係の悪化の象徴の一つが、新聞などでよく出てくる、戦争中に日本に徴用され半ば強制的に働かされた徴用工(徴用工という言葉日本政府は使いたがらず旧朝鮮半島出身労働者と言い換えようとしています)の問題です。こうした若者たちの多くは何の補償もないまま亡くなり、生きておられる方も九〇歳前後の高齢者となっています。彼らが日本に半ば強制的に連行され賃金も十分に支払われないような奴隷的な労働をさせられ敗戦後は無責任に放置されつづけたことが今、徴用工問題として、日本と韓国の間で行き違いの原因になっているわけです。

韓国への言い分

- 「徴用工問題」をめぐる対立する見解
- 「日韓条約」で国際的にも「補償問題は」清算され根本解決している。
- 「何度謝罪すれば満足するのか」

安倍首相は、本年10月30日の衆議院本会議において、元徴用工の個人賠償請求権は日韓請求権協定により「完全かつ最終的に解決している」とした上で、本判決は「国際法に照らしてあり得ない判断」であり、「毅然として対応していく」と答弁した。

河野談話1993.8.4
政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます。

安倍談話2015.8.14
我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました。日本では、戦後生まれの世代が、今や、人口の八割を超えています。あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子や孫に、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません。

その徴用工問題について、日本政府の主張はとても素気ないというか無責任なものです。つまり日本政府は、この問題は、すでに1965年の日韓条約で全て解決済みとして、問題解決のために話し合う姿勢すら示していないのです。日本政府やマスメディアは「日韓条約ですべて解決」した過去の問題について、もう戦争が、侵略、植民地支配が終わって70年以上たつのに、いまだにこういう要求をしてくるのは、国際法にも反すると強気で主張しています。その主張が、当たり前のように日本の国民のなかにも浸透しているように思われます。

一方、韓国の方では、韓国の裁判所で「徴用工に対する日本の企業の責任」が認められ、今、韓国に支店がある新日鉄とか三菱といったかつての「徴用先の企業」の資産を差し押さえて現金化しようとする手続きが進んでいます。それに対して、日本側では、それをしたら、もう日本と韓国は国交断絶だというような、そういう報道もなされています。つまり、この徴用工問題が、今、日韓関係悪化の象徴的な問題になっているわけですね。

後で詳しく説明しますが、私が講義で尋ねた学生も含む日本の国民の一部（あるいは多くかもしれませんが）には、この徴用工問題で日韓関係が悪化したというのは、韓国が、この間「むちゃくちゃ」なことをしてきたからというイメージで、新聞などが報じますから、そう受け止めがちです。つまり、この徴用工問題は、最近韓国側がつけてきた「言いがかり」のような受け止め方がされているように感じます。しかし、それは間違い

です。この問題はもう半世紀近く前から元徴用工から日本の国と徴用企業に解決を求められてきた問題なのです。それを無視したり、報道しなかったりしたのは、日本のマスコミや政府、国民の側でした。もともとこの問題の解決を日本に求めて、私が学生時代の1970年代、元徴用工の人たちは韓国から来日して、日本政府と三菱などの徴用企業に対して、ちゃんとした対応をしてほしいという申し入れをしているのです。彼らは今から、50年前から言い続けてきたわけですね。なかでも広島三菱重工に徴用され被爆した元徴用工被爆者たちは、今から30年前の1990年代初めには、日本弁護士連合会に「人権救済」の申し立てもしています。それを受けて、日弁連は、強制徴用、奴隷労働、敗戦後放置といった取り扱いが彼らの人権を否定するあまりにもひどい仕打ちだから、三菱と日本国はちゃんと彼らの話を聞いて補償賠償をするようにという勧告も出しています。それでも何のアクションもしない三菱と国の対応に憤慨した元徴用工被爆者は、今から27年前、日本の裁判所を相手に裁判を起こしました。それは戦後50年を迎えた1995年のことでした。

そういう経過は、多くの日本国民は知りません。徴用工が自分たちの被った理不尽な被害に対して正義の回復を求めて声を上げたのは、最近のことではなく、半世紀前のことであり、それから今日までの、日本政府と三菱など徴用企業のあまりにもひどい対応に対して韓国の裁判所に訴えて到達したのが今の段階なわけですね。ですから、この徴用工の問題がいきなり、戦争が終わって、あるいは植民地支配が終わって何十年もたったときに、いきなり言って来られたのでは決してありません。元徴用工の被爆者の人たちは、50年以上前から、この問題を何とか解決してほしいという要望を、日本政府、日本国民、そして徴用企業である三菱に、ずっとしてきたわけですね。この点を何度でも強調しておきたいと思います。

もちろん日本政府はそういう事情は知っている

わけですけれども、それに対して日本のメディアや新聞やテレビを見ると、「韓国側の言い分がおかしい」「国際的にも全然通用しないことを言っている」というような解説をしますよね。つまり国際的には日韓条約で清算されて、根本的に解決しているにもかかわらず、韓国が「難癖」をつけていると言う主張です。あるいは、一部の人たちは、何度日本が謝罪したら韓国は満足するんだ。1993年の河野談話、そして2015年の、この前亡くなった安倍さんの談話の中でちゃんとおわびしているじゃないかっていうわけです。にもかかわらず、謝っても謝っても韓国側は要求してくる。国際的にも、既に解決済の問題についていろいろなクレームをつけてくる、「もううんざり」というのが、日本側の韓国への言い分として、われわれがメディアの主張のなかで空気のように触れる反応ですよ。でもそれが根本的に間違っているのです。

何が起きたのか

2018年韓国の大法院判決の原告（広島三菱重工機械製作所で強制労働させられていた）の軌跡をたどってみよう

原告6名（大法院判決当時全員死去、子が承継）

1923年 京畿道平澤生まれ
 1944年 強制徴用 広島三菱重工機械製作所
 1945年 被爆 帰国
 1967年 韓国原爆被害者協会結成
 1974年 韓国原爆被害三菱徴用者同志会結成
 1990年 日弁連に同志会が人権救済の申し出
 1995年 元徴用工被爆者46名が広島地裁に提訴
 1999年 広島高裁敗訴
 2000年 元徴用工被爆者が釜山地裁に提訴
 2005年 広島高裁敗訴
 2007年 最高裁部分勝訴
 2012年 韓国裁判、1・2審敗訴の後、韓国大法院が釜山高裁に差し戻し
 2013年 釜山高裁逆転勝訴
 2018年 大法院勝訴確定

それでは、何が起こったのかを振り返ってみましょう。2018年に、確かに韓国の最高裁に当たる大法院で、今の徴用工問題で問題になっている三菱の韓国にある資産の現金化につながる判断が、確定しました。もともとはこの大法院の判決というのは、広島三菱に徴用されて被爆させられた原告6名が韓国の裁判所に訴えた裁判の大法院判決でした。この訴えた原告の方は今は全員亡くなっています。

では今、問題になっている大法院判決の元になった徴用工被爆者である原告6名はどういう人だったのかっていうと、私はほとんどの方にお会い

してお話をしたことがあります。1923年に、ソウルのすぐ南にある、平澤と書いてピョンテクと韓国読みしますが、平澤で生まれた方です。平澤は米軍基地があったところで、いまは在韓米軍の司令部が置かれています。

原告の方々は、戦争末期の1944年から45年に、ちょうど21歳から22歳を対象とした、年齢徴用によって、それぞれの村から連れ去られました。そして全員広島三菱の軍需工場に連れてこられました。彼らは、平澤から汽車に乗って釜山に、釜山から船で下関に、そこから電車で広島まで連行されますが、何の説明もないので、彼ら自身はどこに行くか全く分からなかったようです。この連行の経緯については、裁判の過程で私たちの仲間が弁護士とともに訪韓して詳しく聞き取って、記録に残しています。

1945年8月6日、彼らは被爆します。その後、苦勞に苦勞をかさねて山口県の仙崎から闇船で帰国します。帰国時の悲劇については、後でまたお話しします。戦争が終わり、祖国が解放された被爆してから20年以上たった、1967年に、彼らは自分たちの組織を作ります。まず韓国では初めて被爆者の集まりが（日本の被団協のような組織が）結成されました。韓国原爆被害者協会といいます（発足当初は韓国原爆被害者援護協会でしたが後に改称します）。その後、1974年に、三菱に徴用された人たちが、徴用者同士会という組織を作ります。彼らは結成直後の1974年、訪日して、三菱本社にも広島三菱工場にも行って、徴用中の未払い賃金や奴隷労働などについての補償と謝罪を求めました。いろいろな政治家にも会っています。そのとき初めて、彼らは、日本と三菱に被害の補償と謝罪を要求したわけです。もちろん何の動きも生まれませんでした。

そして1990年に、先述したように日弁連に人権救済の申し出をして、解決のための勧告を勝ち取りますが、それでも国や三菱からは何の動きもありません。

それに業を煮やして、彼らはこの6名の方を含む総勢46名の徴用工被爆者で原告団を結成し、今から27年前の12月、広島地裁に提訴します。しかしながら1999年の広島地裁の一審判決では正義を求めた、彼らの訴えは全面的に退けられます。戦時中の被害については「当時日本国民はみんな被害を受けたが耐え忍んだ」のであり彼らも「我慢」すべきである「受忍論」に依拠して拒否し、当時の国の責任についても、「大日本帝国の主権者は天皇であり天皇は過ちを犯さない存在として賠償を請求する法律そのものがない」ことを理由に「国家無答責」論で却下したのでした。原告側の主張はまったく聞き入れられず、彼らは日本の裁判所に深く失望します。それほど、この負け方というのがとんでもないひどい負け方だったのでした。そうなると、彼らが「日本の裁判所はもう信頼できない。それなら韓国の裁判所に提訴しよう」と考え始めるのは自然の流れでした。それゆえに、2000年に彼らは原告を6人に絞って、日本の裁判と並行して韓国でも裁判を起こします。日本の裁判は、2005年に広島高裁でまた負けてしまいます。ところが2007年、最高裁で彼らの主張が部分的認められ、国に対して彼らに部分的な慰謝料を支払うよう命じる判決がでたのでした。部分的にというのは、戦争中に強制連行されて、奴隷のように働かされたことについては従来通り、国の責任は認められませんでした。戦後、被爆者を救済する法律ができたのち、日本人の被爆者との間にあまりにも著しい援護の違いが出てきたことについて、国の過ちと責任を認めたということです。つまり戦後の被爆者援護政策における差別的取り扱いについてののみ、原告の主張を認めたという意味で、部分的な勝利を2007年に勝ち取ったのでした。裁判提訴から12年後のことでした。

一方、韓国の裁判は、2012年に一審、二審で元徴用工被爆者側が負けた後、最高裁に当たる大法院が下級審への差し戻しを命じ、翌年2013年には原告の言い分が認められる逆転勝訴を勝ち取りま

す。そしてついに、2018年の大法院で勝訴し判決三菱の責任を認めた判決が確定したのでした。それを受けて今、問題になっているように、三菱の資産を凍結して現金化するような動きができてきたのでした。

こうした歴史を振り返ってみると、元徴用工被爆者たちが1970年代に日本にやってきて、三菱と日本国に対して自分たちの権利を主張してから、今まで50年という長い交渉と裁判の闘いがあったのだということをまず認識する必要があります。こうした闘い（主張）に対して日本政府と私たち日本国民はほとんど耳を傾けてこなかった、その背景の中で、今の徴用工問題があることを理解すできだと思ふのです。

朝鮮人の被爆者がいることは本当か？

朝鮮人の被爆者のなかに強制徴用されたひとたちがいるのは本当か

表1 朝鮮人被爆者数（推計）

全被爆者の1割以上が朝鮮人だった

被爆地	全 数		朝 鮮 人 数				
	被爆者総数	爆死者数	被爆者数	爆死者数	生存者	帰国者	日本在留
広 島	420,000	159,283	50,000	30,000	20,000	15,000	5,000
長 崎	271,500	73,884	20,000	10,000	10,000	8,000	2,000
合 計	691,500	233,167	70,000	40,000	30,000	23,000	7,000

(参考：『核放射線と原爆症』1975年、『韓国被爆者の現況』1985年)

朝鮮人被爆者の存在についてですが、これは前回、平野さんも部分的に説明されたことなので、簡単にお話ししますが、私も大学に入ったときに、朝鮮人の被爆者がいることについての情報も知識もほとんどありませんでした。朝鮮人の被爆者は全被爆者の13パーセント、だいたい1割から1割

5 分ぐらいであったと推定されています。しかしこの数字は、あくまでも推定の数字です。というのは、被害の全容を明らかにするための調査は、これまで一度もされたことがないからです。確かに私たちのような市民団体とか、韓国の赤十字などが中心になって、部分的な調査をしたことがありますが、政府が行うような本腰を入れた全体調査はとてもお金がかかるので、民間ではほぼ不可能です。そして政府が主導する包括的な被害調査は行われてきませんでした。ですから朝鮮人の死者が、被爆者がどれぐらいいて、そしてどうなったのかという詳しい状況は、誰も調査していないのですからいまだに不明なままです。これからも分かるかどうか分かりません。したがって、ここに挙げた数字は、当時のさまざまなデータを基に推定されたものです。それでもこれぐらいの多くの犠牲者が出たと推計されています。

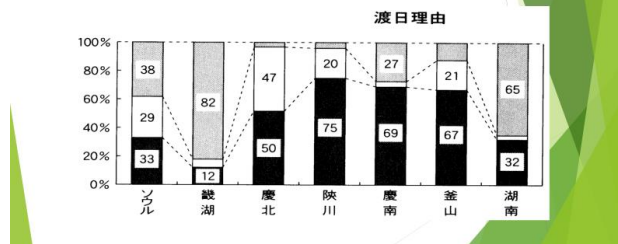
なぜ彼らは広島・長崎で被爆したのか

軍需工場への強制連行 (資料2)

ではどうして全体の被爆者の 1 割以上もいる朝鮮人が、広島や長崎で被爆したのだろうか？彼らはいったい広島や長崎で何をしていたんだろうと思います。これは私たち市民の会が 1978 年、79 年に初めて訪韓して、当時の被爆者協会や被爆者を支援する教会関係者の方々の協力を得て、韓国の各地の支部（現在は支部が整理され 5 支部体制になっていますが、1980 年前後はこれだけの支部がありました）を訪問して聞き取り調査を実施しました。

資料2 朝鮮人被爆者の渡日理由

なぜ多くの朝鮮人が被爆したのか



首都のソウル支部、その南には三菱の徴用工被爆者が多く住む畿湖支部。湖南支部には、光州事件などで有名な、韓国の西南側の全羅道（全羅北道、全羅南道）に暮らしている被爆者が所属していました。次に韓国の南東部にある慶尚道は日本に地理的に近いこともあり被爆者が多く複数の支部が組織されていました。一つは、韓国の第 3 の都市の大邱を中心にした慶北支部です。もう一つは、「韓国の広島」といわれているほど、広島で被爆した人の大多数の出身地である、慶尚南道の陝川にある陝川支部です。ここには韓国で唯一の被爆者のための入所施設があって、日本の原爆資料館のような平和記念館もつくられています。被爆者の高齢化に伴い、韓国原爆被害者協会の本部もソウルから陝川に移転しています。山あいの小さな町なのですが、被爆者が最も多い所です。三つ目の支部は慶南支部といい、釜山から西に五〇キロメートルほど離れた馬山を中心にした支部です。この三つに加えて、釜山特別市には釜山支部がおかれています。

それぞれの地域ごとに渡日理由に大きな特徴があります。生活苦のために渡日したのが、この黒の部分、強制連行で渡日させられたというのが、この網掛けの部分です。この表をみると、韓国、朝鮮人の被爆者が広島や長崎に行って、渡日した理由は、生活が苦しかったから。そして強制連行されたからというのが極めて多いことが分かります。

被爆後、朝鮮人被爆者はどうなったのか

「カラス」の絵 (資料3)

「消えた246人」

資料3 原爆の図とカラス



このような理由で日本にやってきた（連れてこられた）人たちが広島や長崎で被爆するわけですが、被爆した後、彼ら朝鮮人の被爆者はどうなったのでしょうか？一番象徴的なのは、『原爆の図』という大掛かりな連作で広島の「あの時」を再現した、丸木俊さんと位里さんご夫妻の作品の一つではないでしょうか。『カラス』という作品です。このスライドではとても見にくいですが、カラスの目やチマ・チョゴリが確認できるでしょう。

なぜこの作品を『カラス』と名付けたかという、被爆者たちは原爆が投下された後、広島の中を歩いていると、朝鮮人の遺体はすぐ分かって言うことに丸木さんが触発されたからです。なぜなら朝鮮人の遺体の多くは、目玉ですよ、目玉がくりぬかれていたからというショッキングな説明が書かれています。

日本人の被爆者の場合、原爆投下のニュースを聞いて、親戚とか知人が市内に入って、安否を確認したり、あるいは郊外の安全な所に連れて帰ったりします。不幸にも亡くなっていたなら、遺体を埋葬します。しかし、朝鮮人の被爆者の場合は、親戚もいないし、そこに土地勘があるわけではあ

りません。従って、被爆した後も、多くはその土地にとどまり続けて残留放射能を大量に浴びる。そこで亡くなったとしても、埋葬してくれる親戚や知人もいません。遺体を持って帰って吊ってくれる人もいません。そこに放置された朝鮮人の遺体にはカラスがやってきて、遺体の目玉をつつく、その結果が目玉をくりぬかれた多数の遺体だったというわけです。このような被爆後における差別の問題を、この原爆の図の『カラス』という作品で丸木さんは描いていたのでした。こうしてみると、同じ原爆の犠牲者ではありますが、日本人と朝鮮人が同じように被爆したとなかなか言えない、存在の違いや、被爆の実相の違いがたしかに存在したのだと思います。

次に、ここに書いてある「消えた246人」というのも、三菱の徴用工被爆者のもう一つの悲劇です。この悲劇については、これもちょうど私の学生時代に、広島でこの246人をずっと追跡していた、歌人の深川宗俊さんが明らかにしています。被爆後、すぐに敗戦となり、本来であれば韓国まで徴用工を送還する法的義務を負っている三菱がなにも送還業務を行わないので、徴用工たちは自分たち自身で帰国するための段取りをつけお金を工面します。そして山口県の仙崎港から釜山港に向けて246名の徴用工を乗せた小さな闇船は出航してそのまま全員行方不明となったのが「消えた246人」なのでした。深川さんの推定（航路途中で台風のために船が壱岐対馬付近で沈没）に基づいて、深川さんをリーダーに私たちの学生の仲間たちも含めて、1976年8月に長崎県の壱岐の海岸に骨を発掘しに行ったことがあります。どういうことかという、8月6日に広島に原爆が投下され、8月15日に戦争が終わる。そうすると本来、徴用令に従えば、徴用した企業である三菱には、徴用してきた朝鮮人の若者を、元いた所に安全に送り返す安全送還義務が定められています。しかし、戦争が終わって、原爆に遭って、そういう安全送還に責任を持つ、そういう考えを持つ人はほとん

どいませんでした。また、解放された、あるいは植民地支配が終わった所に日本人がそういう人たちを連れて帰ると、どういことが起こるかも恐らく想像したことでしょう。ですから、三菱は彼らを放置したわけです。そうすると、放置された徴用工は、自力で帰るしかありませんでした。

彼らは金泉出身のノチャンスさんをリーダーにして、広島から仙崎までたどり着いて、そこで閤船を探して、9月中旬に釜山に向けて発ったわけです。そこまでは、仙崎で彼らを確認した朝鮮人の仲間が多く証言しています。しかし、このノチャンスさんが引率した246名は、韓国には帰りませんでした。何年たっても帰ってきませんでした。

何があったのか、当時、中学生で、三菱で自身も働きながら朝鮮人徴用工の監督役もさせられていた深川さんが、自分の責任感から、この246人の軌跡をたどり始めます。深川さんのたどり着いた結論は、9月の16日に仙崎を出て、途中で台風に遭遇して、壱岐あるいは対馬の辺りで沈没して、みんな亡くなったという、そういう仮説を立てて、私たちの仲間の学生たちも含めて、壱岐の海岸に遺骨の発掘に行くわけです。そうすると、実際に骨が出てきたわけです。漁師さんに当時の状況を聞いても、日本語をしゃべらない人たちが流れ着いて、多く死んでいったという語りが出てきます。

そこで深川さんは、掘り出した骨をまとめるわけですが、そこから先がたいへんな苦労でした。今だとDNA鑑定とかで、その骨がどういう人たちのものか推定することは可能ですが、1970年代から80年代にはこうした鑑定は不可能でしたから、掘り出した骨はそれから長い間行き場を失ってしまいます。しかし、この徴用工の中で帰ってこられなかった方が246名いたという事実は間違いない。このように、被爆死した後も、あるいは命から助かった後も、元徴用工被爆者たちにはいろいろな苦難、困難が待ち受けていました。

朝鮮人の被爆者が 戦後、何の援護も なく放置されてき たのは本当か

1945年 ヒロシマ・ナガサキ

- * 被爆の実相
広島市の人口約34万2千人中、爆心から1.2kmの範囲では当日中に50%の人が死亡し、同年12月末までに更に14万人が死亡した。
長崎市の人口は24万人、45年12月末の集計による被害は、死者7万3884人、負傷者7万4909人
- * 原子爆弾の被害の特徴
熱線、爆風、放射線の三つのエネルギーによって、瞬間的に、そして無差別に、大量の破壊・殺りくが引き起こされた。
- * 被爆者援護制度
 - ・ 1957 医療法（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律）
 - ・ 1968 特措法（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律）
 - ・ 1994 援護法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）
- * 被爆者の種別
 - ・ 第1号(直爆)
 - ・ 第2号(入市)
 - ・ 第3号(散逸等)
 - ・ 第4号(船児)

それでは戦後、彼らは日本国からどのように扱われてきたのでしょうか。日本では、今、画面に示したように、1957年には原爆医療法という初の被爆者援護のための法律が成立します。この法律によって原爆手帳というものができて、被爆者は医療費については基本的に本人負担の心配をしなくていいことになりました。つづいて1968年には原爆特措法ができて、今度は健康管理手当（被爆者のほとんど全員が受け取っている手当で、現在は月に35,000円ほど）などの各種手当が、被爆者に対して支給されるようになりました。1994年にはこの医療法と特措法を一体化させて、「国の責任を明記した」前文を新たに付けた被爆者援護法が成立します。そして亡くなった方々への葬祭料や高齢化する被爆者に対する介護手当なども制度化されています。

こうした形で被爆者には医療費を扶助し、さまざまな手当を出すことで、援護する仕組みを、日本国家は戦後作り上げてきたのです。もちろんこれは、被団協をはじめとする広島や長崎の被爆者の方々の粘り強い交渉と、地道な運動の成果だと思えます。しかしその成果、すなわち日本の被爆者が勝ち取ってきた医療法、特措法、援護法で定められたさまざまな援護が、韓国にいる被爆者に対しては適用されることは決してありませんでした。

在韓被爆者に対する 切り捨てはどのよう に行われたのか

被爆者健康手帳交付の拒否
被爆者健康手帳支給の拒否
被爆者健康手帳効力のはく奪

この放置はどのよう な理屈で正当化され てきたのか

当時の日本国民は等しくこの被害を耐え忍んだ(受忍論)
外国に居住する外国人に日本の税金を使用することはできない
厚生省(当時)の通達(402号)によって公的に決定されている

まず、今日ではちょっと想像するのも難しいかもしれませんが、韓国にいる被爆者に被爆者健康手帳が交付されることが、まず不可能でした。なぜかという、これは孫さんの裁判でずっと国が主張してきたことですが、被爆者健康手帳というのは、被爆者のさまざまな援護を保障する基本的な制度です。この援護は、日本国に在住している人たちの税金によって成り立っている。そうすると、税金を払ってない人たちに手帳を出すということは、税金の正しい使い方ではないということで、日本にいる被爆者以外の被爆者健康手帳の交付は一切認めなかったのです。韓国から日本にやってきて、私は確かに被爆したという被爆者であっても、被爆者健康手帳は交付されませんでした。

この放置に対して どのように立ち向 かったのか？

手帳効力の確認を求める裁判
「国境を超えた被爆者認知」
鄭南寿
2006. 新手帳裁判提訴
2008.11.10 長崎地裁判決○
(2008年6月法改正、12月施行)
在ブラジル被爆者
2006.7.27 新手帳裁判提訴
2008.7.31 広島地裁判決○
姜美子、鄭在善、洪季壬、車五順、趙且南、下先伊、蘇敏子
2006.8.1 新手帳裁判提訴
2009.6.18 大阪地裁判決○

しかし、冒頭に述べた、1970年代の孫振斗さんの裁判によって、国籍に関係なく、被爆者であれば健康手帳を出すようになりました。なぜなら法律には「国籍条項」などはなく、「被爆者を救済する」という精神が明示されているからです。しかしながら、ことはそう簡単ではありませんでした。国は、孫さんの裁判においても、一審で負けたら「手帳は出すが、治療ビザで入国した被爆者が対象」と主張し、二審でそれが斥けられたら「正規入国した被爆者のみに手帳を交付する」という主張に切り替え、それを最高裁で否定されて、どのような理由であれ「在留」している被爆者には手帳を出す、ようになったのです。

ところがこんどはそれを逆用して、日本に「在留」していない在韓被爆者などの海外被爆者に対しては「被爆者援護の対象外」とする主張を補強し、1974年に厚生省の局長が出した通達によって「国境を超えると被爆者手帳の効力は失効する」という取り扱いを都道府県に強要し、日本に来て手帳を取得したのちに帰国した在韓被爆者の援護を打ち切ったのです。

今日では、韓国に住んでいる被爆者が、韓国から日本に被爆者健康手帳を交付してくれというふう大使館を通じて請求したら、手帳が交付されるようになりました。またその手帳取得にともなって認められた各種の手当についても、韓国にしながらにして受け取ることができるようになりました。さらには、韓国の医療機関で支払った医療費についても、基本的に無料治療が適用されるようになったのです。こうなるまで、長期にわたる

裁判、政府交渉、国会での議論といった粘り強く困難な戦いがあったのでした。

しかし、これは考えてみたらとてもおかしいことでした。なぜなら被爆者援護法には、被爆者健康手帳は被爆者であれば交付すると書いてあるんです。つまり国籍で、つまり日本国籍を持つ者はとか、日本国民に対してはというような、日本にはそういう国籍条項がある法律がとて多いですが、被爆者援護法は、その法体系の中では例外的に、国籍条項がない法律です。ですから、その法律に素直に従うのであれば、どこに住んでいるという国籍の人であっても、被爆したという事実が確認できさえすれば、被爆者健康手帳は交付すべきでした。そしてその手帳が交付されれば、それに基づく手当などの権利は、そのまま適用されるべきだったのです。しかしながら日本政府は、法律の条文に明記されていない解釈に基づいて、ずっと被爆者健康手帳の交付を拒否してきました。これは日本政府が犯した大きな罪と言えると思います。

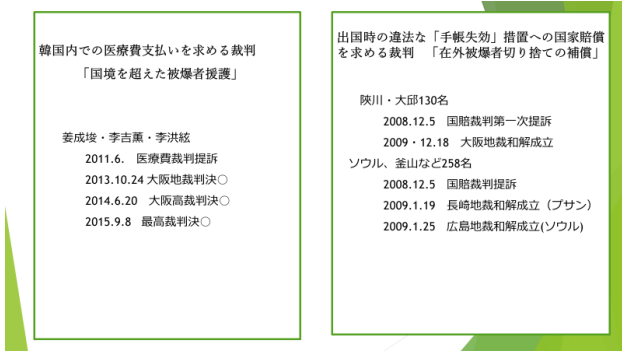
被爆者健康手帳の交付で完璧に敗訴してからも、日本政府は在韓被爆者に対して日本の被爆者と同じ援護を行うことを拒否し続け、そのたびに、在韓被爆者たちが裁判を起し、それに勝訴することでひとつひとつ状況を変えて、今日、日本の被爆者とほぼ同等の内容の援護を勝ち取ることができました。それは、日本政府が自らの過ちを認めて率先して行ったのでは決してありません。裁判で負けるたびに政策を変えることを余儀なくされて今に至ったのです。これも日本政府の大きな罪と言えるでしょう。以下駆け足で、こうした裁判闘争の軌跡を振り返ってみます。

まず被爆者健康手帳の申請を来日することなく、韓国でできるかどうかを争った裁判があります。1970年代の孫さんの最高裁判決で、韓国人にも被爆者健康手帳が交付されるようになりましたが、その時の国の立場は明確で、それは「日本に来たら手帳は出す(来日しない限り手帳申請は不可能)」

というものでした。日本に来た被爆者が、日本の都道府県知事に申請したら、審査して手帳を交付してあげてもいいというのが当時の国の立場でした。ですから孫さんの裁判で勝ったとはいえ、韓国にいる被爆者がみんな日本に来られるわけはありませんから、彼らにとってはそれは直接自分たちの健康にプラスになるものではありませんでした。

それが大きく変わったのは、この2番目の裁判です。被爆者健康手帳があれば、月々3万5千円ほどの健康管理手当を受給できます。私の母親もそうですが、皆さんの中にも被爆者の方がおられたら、被爆者健康手帳と同時に、この健康管理手当の受給を申請するわけですね。今98パーセントから99パーセントの被爆者の方は健康管理手当をもらっています。日本にいる被爆者ならみんながもらっているこの手当を、韓国にいる被爆者は孫さん勝訴以降もずっともらえなかったわけです。これについては1990年代の末に韓国原爆被害者協会の元会長の郭貴勲さんが原告になり大阪で裁判を起し、2000年代に入ってその裁判に勝つことで、やっと韓国にいる被爆者も、健康管理手当を受給できるようになりました。郭さんは裁判の意見陳述で「被爆者はどこにいても被爆者」だと強く主張し、判決にもその発言が引用されました。

葬祭料の支給を求める裁判 「死を弔う権利」	時効の撤廃を求める裁判 「被爆者の権利請求と時効・除斥」
鄭連分・朴源慶	在ブラジル被爆者
2005.9.21 葬祭料裁判提訴	2002.7 手当時効裁判提訴
2006.2.21 大阪地裁判決○	2004.10.14 広島地裁判決×
崔李激	2006.2.8 広島高裁判決○
2004.2.22 手当時効提訴	2007.2.6 最高裁判決○
2004.9.28 長崎地裁判決○	崔李激
2005.9.26 福岡高裁判決○	2004. 5.18 時効裁判提訴
	2005. 12.20 長崎地裁判決○
	2007. 1.22 福岡高裁判決×
	2008. 2.18 最高裁判決○



郭さんの裁判で問題化した、被爆者健康手帳の効力剥奪(手帳の効力があるのは日本国内だけで、日本を離れると効力は失われる)という国の主張は、長い間、在韓被爆者を苦しめてきた元凶の一つでした。韓国の被爆者が日本に来ますよね。そして被爆者健康手帳の申請をして、手帳をもらう。健康管理手当の申請をして、健康管理手当をもらう。でも韓国に帰ると、被爆者健康手帳の効力を剥奪する。手帳が失効する、効力を失うっていう、そういう指示を、日本の当時の厚生省が、全国の都道府県知事に、1974年に発出していたんです。

ですから都道府県知事は、その厚生省からの指示を受け取っているんで、日本にいる間は健康管理手当を出すけれども、韓国、日本を離れる途端に、そのお金を打ち切ってきたわけです。当たり前のことですが、韓国の被爆者の生活の基盤は、日本ではなくて韓国にあるので、韓国の被爆者は韓国で暮らします。しかし、韓国で生活をすると健康管理手当は打ち切れ、被爆者健康手帳の効力もなくなる、そういう扱いが1980年代、1990年代と続いてきたわけです。これは被爆者にとっては大問題でした。こうして韓国に戻ったら、被爆者であることを日本政府は一切認めず、何の援護も行わないっていうことが、何十年も続いてきたのでした。

ではなぜそんな、見るからに差別的な取り扱いが可能になったのでしょうか？被爆者であれば医療費を扶助し、健康管理手当を支給するという、被爆者援護法の精神から離れて、どうして在韓被爆者には理不尽な援護の打ち切りができたのでし

ょうか。どういう理屈でそのような主張ができたのでしょうか。これは裁判の中で国が主張してきた理屈です。もちろん裁判においては、国が全部負けましたから、この理屈は裁判所が全部否定したことになります。

どういう理屈があったかという、戦争中、朝鮮半島に住んでいる朝鮮人全てを含む人々は、天皇の下で大日本帝国の国民であった。大日本帝国は、当時、米英などと戦争をしていた。戦争するということで多くの被害を受けるけれども、それは国民が、全部等しく耐え忍んできたものだ。だから一部の国民、つまり朝鮮人被爆者っていうことですけども、一部の国民にだけ特別な対応をすることはできない。当時、日本国民はみんな耐え忍んできたのだからという理屈(受忍論)で国はまずこの差別的対応を正当化しようと試みました。誰が考えてもおかしいですよ。植民地支配をして、さまざまな差別的な制度を導入し、戸籍も別にするし、税金の取り方も別っていう、そういう全く2級国民扱いをしてきた人々に、それも植民地支配をしてきた人々に、同じ日本国民だから耐え忍べっていうふうなことを、裁判の中で堂々と主張したわけです。

あるいは、それが通じないとなると、外国に居住する外国人に日本の税金を使用することはできないという主張を始めました。これは、外国に居住する外国人がなぜ日本で被爆したのかという歴史的経緯と、被爆者援護法には、そのために国籍条項を入れずに、被爆者であれば援護するという精神でその法律ができていることをまったく無視した主張でした。外国に居住する外国人に日本の税金を使用することはできないということは、「いっけんもつとも」のように思えますが、裁判所は、被爆者法には「国家補償法的性格」もあることを明確に指摘して、この主張を斥けたのでした。

こうした理屈以外にもさまざまな理屈を作り出して、日本政府は朝鮮人被爆者、在韓被爆者、徴用工被爆者に対する放置を正当化してきました。

こういう放置に対して、彼らはどのようにして立ち向かったのでしょうか。これは、ここにおられる平野さんは長崎で、広島にも韓国の原爆被害者を救援する市民の会の支部があり、大阪には大阪支部があって、広島や長崎や大阪で数多くの裁判を対置することで、この放置に立ち向かいました。なぜなら、裁判以外に、例えば国会議員に要請するとか、あるいはマスコミとか日本国民に直接訴えるということ、それまで70年代、80年代にやってきて、それが何の成果も生まなかったからです。それは、私は日本の政治の貧困であり、日本国民の責任でもあると思います。そしてメディアの責任もとても大きいと思います。

やむを得ず、裁判を起こすというのは、経験のある方はお分かりでしょうけれども、原告の方にはとてつもないストレスです。まず韓国にいる人が、裁判のたびに日本にやってこなくちゃいけない。弁護士といろいろな打ち合わせをしたり、資料を作ったり、もちろん費用もかかります。そうした中で、これだけの裁判をやってきたことは、驚きでもあり、とても痛ましいことです。

具体的に各地でどのような裁判を行ってきたかについては、次の表に羅列してあります。たとえば、旧手帳裁判が孫振斗裁判のように、日本にやってきた朝鮮人被爆者が、自分は被爆者だから手帳を出してほしいと要求する裁判だったのに対して、新手帳裁判っていうのは、韓国にいる被爆者が、韓国から日本の大使館を通じて被爆者手帳の交付を求める裁判です。まず手帳を手に入れないと次に進めませんから、そういう裁判を起こしました。

また、同じような内容の裁判が長崎や広島や大阪で提訴されているのはどうしてかという、一つの裁判所で勝って国会などで質問しても、政府（厚生労働省）は、いや、これは一つの裁判所の判断に過ぎず、他の裁判所の判断を見ないといけないうふうにして、いつも逃げるんです。ですから同じ裁判を複数の裁判所で起こして、全部勝

ち切ることで、政府、国の姿勢を変えていくというふうには、そういう方針を立てたんです。

ですから同じ裁判を、鄭南寿さんの裁判、あと姜美子さんや、鄭在善さん、洪李壬さん、車五順さん、趙且南さん、卞先伊さん、蘇敏子さん。これ、大阪に来た方々です、も同じように、広島では、在ブラジルの日系人の被爆者の方も同じような裁判を起こして、これらを全て勝ち切ることで、それぞれ居住している国で被爆者手帳を手に入れることを国に認めさせていく、そういう裁判が「新手帳裁判」でした。

あるいは、この左側にあるのは、葬祭料というのは、被爆者援護法の中で10万円ちょっと、亡くなったら葬式代が出るんですね。これも同じように、大阪や長崎で、葬祭料裁判を起こしました。なぜなら国は、在韓被爆者が葬祭料を申請することを認めていなかったのです。あれだけ同じような内容で裁判で負けて裁判所から「被爆者であれば同等の援護をすべし」という判断が出ているにもかかわらず、国は、それは「手帳交付についての判断」「健康管理手当についての判断」であり、「葬祭料についての判断ではない」という解釈で、同等の援護をサボタージュしてきたのです。そのために、一つ一つの課題ごとに裁判を起こすという面倒なやる方をとるしかありませんでした。これも国の犯した大きな罪と思います。

これ以外にもたくさん裁判起こしています。手当を、韓国に居住したままで受け取るようにという手当裁判。韓国でかかった医療費を援護法の枠内で日本政府が支払うことを求めた医療費裁判。日本の被爆者は、日本で指定病院に行ったら、お金を払わなくても医療を受けられます。また、いろいろな手当を、自分の住んでいる所で受け取ることができます。さらに、自分の家族である被爆者が亡くなったら、葬祭料も受け取ることができます。

しかし、先述したように、日本政府はいちいち裁判をして負けない限り、これまでの政策を変え

てこないんです。ですからそのたびごとに、韓国から手帳を要求する裁判、韓国にいて医療費を支払う裁判、韓国にいて手当を受け取る裁判を、一つ一つ裁判を起こして、それも複数裁判を起こして、それに全部勝つことで、ようやく日本政府は、それならやむを得ないということで、日本にいる被爆者と同じような援護をしてきたのです。追い詰められて嫌々ながら、差別的政策を変更してきたのが今までの実態だと思います。

国を相手にした裁判を通して闘いと運動を進めるという形で在韓被爆者問題や徴用工被爆者問題に取り組んできました。長崎においても前回、平野さんが触れられた金順吉さんが裁判を起こしたのは1992年ですよね。広島三菱徴用工被爆者裁判が1995年ですから1990年代、それから2000年代は、各地でたくさんの裁判を起こすことで、ようやく在韓被爆者は日本にいる被爆者とはほぼ同等の援護を勝ち取ることができるようになったのです。こうした方法でしか彼らのおかれた状態を変えられなかったことは、日本の政治の貧困であり、日本国民の歴史認識についての弱さがあったのではないかと感じています。

しかしこうした闘いがあっても、いまだ援護法上日本にいる被爆者と同等でないのは、例えば介護手当です。これも裁判などせず、日本政府が同等の援護を認めたらいいと思いますけれども、認めようとしません。ですからこれはまた裁判起こして、日本にいる被爆者と同じように介護手当を支給すべきであると争わなくちゃいけない。これはとてもおかしいことです。韓国の被爆者の多くはもう亡くなっていますし、生きていますし、協会をつくった方でご存命の方は、まだお1人、2人ぐらいしかいないと思います。この方々はもう90代の半ばぐらいになります。そういう状況です。とても理不尽なことを、今も日本政府はやっていると云わざるを得ません。

朝鮮人被爆徴用工の 被った被害や犠牲に 対してはどのように 対処することが妥当 だろうか？

原爆を落としたアメリカに責任はあるのではないか？
戦時（植民地支配）下において「徴用」は違法行為なのか？
戦時（植民地支配）下における「行為」を今の法律で裁けるのか？
戦時（植民地支配）下における「行為」が仮に違法であっても「時効」ではないか？
朝鮮人被爆徴用工の被った被害は、日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決しているのではないか？

これまで、日本の被爆者と同等の法律に定められた権利を在韓被爆者にも保証すべきであるという議論とそのための裁判などの運動についてお話してきました。しかしそれ以上に重要な課題が未解決のまま残っています。それは、過去についての責任とそれに対する償いという問題です。冒頭に問いかけた、なぜ彼らが日本で被爆したのかという問題、例えば強制連行されて、強制労働をさせられ被爆までさせられた点について、これまで紹介した裁判では一切問うていません。問ってきたのは、日本の被爆者と同等の援護、たとえば手当を同じように出してほしい、被爆者手帳を出してほしいという要求でした。その根本にある、強制連行などの過去の歴史についての責任を問う争いはしていなこなかったのです。

こうした過去の責任を明らかにしてその解決を目指すことには、多くの障害がたちはだかっています。たとえば過去に起きたことを確定することさえとても困難なのです。前回、平野さんも言われたと思いますけれども、例えば長崎の三菱に強制連行された金順吉さんや、広島三菱に強制連行されてきた46名の原告が、裁判を起こすときに一番苦勞したのは、この人たちが確かに強制連行され、広島や長崎の三菱で働かされたことを証明することがとても難しいのです。まず、彼らを徴用した公文書がもう残っていません。原爆でなくなっているとか、それがあると占領軍に責任を問われることを恐れて処分するなどして残っていないのです。徴用された彼らの記憶は極めて鮮明です。金順吉さんのように、克明な日記を隠れて書き残

した方もおられます。しかしながら、こういう過去の責任を裁判で問うときに、過去に何があったかを確定するのはそれを証明する公文書がないと、とても難しい。日本の裁判所は、被害当事者の記憶とか語りや証言に、全く信頼を置いてないからです。

私はアフリカで調査をしていますけども、アフリカでは1994年にルワンダで大虐殺があり、国民の1割が殺害されるという信じがたい悲劇を経験しています。また1993年には南アフリカでマンデラ大統領が政権について、長年、合法的に人種差別を推進し多くの犠牲者を生み出してきたアパルトヘイトの組織的な人権侵害の清算に着手しました。ルワンダのジェノサイドの解決でも、アパルトヘイトの清算においても、過去になにがあったかを確定し、過去の責任を問うさいに、これまでにない方法を創造して適用しました。それは、元徴用工被爆者の裁判で裁判所が求めているようなやり方、つまり被害を受けた当事者の記憶や語りを全く信頼しないというやり方とは正反対のものでした。被害者の記憶と語りに寄り添って、真実を加害者との対話の中で明らかにするという方法を採用したのです。日本の裁判所のように真実を文書の中から、あるいは物的証拠の中から確定するというにすると、多くの真実や被害が闇に埋もれてしまいます。そうした証拠はなくなっていたり、あるいは積極的になくしているわけですから。

ルワンダのジェノサイドでは犠牲者は80万から100万という数に上ると言われています（当時のルワンダの総人口は700万ほどでした）。アパルトヘイトも、50年間の間に国家による合法的な人権侵害が行われてきたわけですから、被害者の数は膨大なものです。こうした被害者の正義回復のために、被害当事者の記憶と語りや証言に基づいて真実を定めていく、それをマンデラさんは対話型真実と呼び、物的証拠と公文書によって確定された真実を顕微鏡型真実と呼び、アパルトヘイト

の清算のためには「対話型真実」を採用することを明確にしたのでした。かつて国家が行った不正義を正すためには、被害当事者が生きてるときに、当事者がまだ声を上げているときに、当事者の声をどれだけ誠実に聞くかということが、一番大切であると考えたからです。被害当事者の声に謙虚に耳を傾けることなく、物的証拠や公文書資料がないと言って、過去の不正義をなかつたことにするのは、大きな間違いだと思うのです。

在韓被爆者は、これまで多くの裁判を闘い、それに勝訴することでようやく日本の被爆者とはほぼ同等の援護を勝ち取ることができました。しかしながらその背景にある、なぜ彼らが被爆させられたのか、なぜ強制連行させられたのかという点に関する責任については、不問にしたまま今に至っているのです。

朝鮮人被爆徴用工の 被った被害や犠牲に 対してはどのように 対処することが妥当 だろうか？

原爆を落とされたアメリカに責任はあるのではないのか？
戦時（植民地支配）下において「徴用」は違法行為なのか？
戦時（植民地支配）下における「行為」を今の法律で裁けるのか？
戦時（植民地支配）下における「行為」が仮に違法であっても「時効」ではないか
朝鮮人被爆徴用工の被った損害は、日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決しているのではないか？

こうした在韓被爆者や徴用工被爆者が被った被害や犠牲に対して、どのようにすれば彼らの歴史的不正義をただすことができるのか、これがこれから私たちが考えなくてはいけない最大の課題だと思います。日本政府は、これまで述べてきたように、日韓請求権協定で、すでに完全かつ最終的に解決しているし、徴用工個々人が、日本国家の責任を問うことはできない。それは国際法上の常識であるとか、あるいは、もう70年以上前のことなので時効であるとかいろいろな理屈を用いて、徴用工被爆者の被害や犠牲に向き合おうとはしてきませんでした。しかし、ここに書いてあるよう

に、日本政府自身が補償を求める個人の権利を国家は奪うことはできないと、認めているのです。

植民地支配に関連する賠償を国家に求め、個人の請求権は認められるのか

日韓条約によって請求権は放棄されたことになっている

日韓請求権協定と個人請求権
「有償無償5億ドルで両国間の請求権に関する問題は完全かつ最終的に解決する(2条)」
国家といえども個人の請求権を一方的にはく奪することはできない
日本政府の立場(1991年柳井条約局長参院予算委員会答弁)
これらの協定は日韓両国が国家として有している外交保護権を相互に放棄したことを確認するものであって個人の財産・請求権を消滅させるものではない
(日本国民が韓国に有していた財産の請求権を日本国家が奪ったものではない)
(シベリア抑留者に対する個人の請求権を日本国家が奪うことはない)

日本政府は、第二次大戦末期のソ連参戦によるシベリア抑留者個人が、ソビエト、ないしはロシアに、自分の被害の賠償を請求することを奪うことはできないと何度も言っている。それと同じ理屈を韓国の徴用工にも当てはめれば、戦時中に強制連行・強制徴用された韓国人の個々の被害者は個人の請求権を持っており、それを日韓条約のような国家同士の取り決めで奪うことはできない、と日本政府自身が認めているわけですね。ですから今、韓国の6人の原告の継承者、彼らのつまり子どもたちが、日本政府、そして三菱を相手に行っている裁判は、個人の請求権の問題ですから、日本政府も認めていることになるのです。

この話になると長くなるのでこれくらいにして、最後にこれまで述べてきたことをまとめます。

韓国の、今、問題になっている徴用工の問題は、徴用工被爆者が提起したものであり、彼らは同じような提問題起を50年以上行ってきました。その50年の間、日本国家は、あるいは日本社会は、あるいは日本国民は、その声をまともに聞いてきませんでした。そこで彼らは、やむなく数多くの裁判を起こして、日本の被爆者と同等の援護を、自らの手で勝ち取ってきたのでした。しかし、その根底にある彼らに対する歴史的な責任については、未解決のまま残されています。これが、恐らくこれから私たち、そして私たちの次の世代が考え行

動をおこさなくてはならない課題だと思います。私の話はここまでとします。ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

木永勝也：ありがとうございました。それでは講演いただいた松田さんに対して、簡単な事実確認の質問などございましたら、お願いしたいと思います。会場のほう、よろしいでしょうか。何か、ウェブ、オンライン上の方々も含めて、何か簡単な事実確認の質問等々いただければ。後で松田さんが話し足りなかった問題等については、質疑応答、意見交換の時間に、この後、休憩挟んだ時間にやりたいと思いますので、報告の内容のところで何か確認したいことございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

特になければ、今の私の手元の時計で3時半まで、7、8分、切りのいいところで3時半まで休憩にさせていただいて、そこから質疑応答、意見交換とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。じゃあ休憩に入ります。

木永勝也：よろしいでしょうか。休憩時間、3時半になりましたので、質疑応答、意見交換の時間とさせていただきたいと思います。会場のほうは、マイクとスピーカーが一緒になったやつを運んでいったりしますので、お願いします。視聴会場とオンラインの、オンラインの方は手を挙げて結構ですし、マイクのミュートを外して、手を挙げてご発言されても構いませんし、あるいはチャットでご質問等いただいても構いません、どうぞ自由に。会場には平野さんもおられますので、感想なり、補足なり、ご意見なりいうのも後で構わないので、よろしくお願いします。オンライン上、専門の方も何人かおられるので、どうぞ自由に、ご質問、ご意見、お願いいたします。じゃあ、どうぞ平野さん、どうぞ。

平野伸人：お疲れさまでした。

松田素二：はい。どうもありがとうございます。

平野伸人：あらためてですね、戦いの経過について、これまでの道筋がよく分かりました。すごいなと思いました。被爆者問題については、こういう経過をたどって、私らも含めて多大な努力、重い裁判なんですけど、やってきたんですが。なかなかこの徴用工問題が解決しないっていうのは、企業の責任もあると思います。私、中国人の強制連行の問題で、三菱マテリアルと和解をして、それを基に記念碑なんかを建てたりしたんですけど。そしたら韓国のメディアからですね、中国と和解したのに、なんで韓国とはしないんだっていう、そういうお叱りというか、板挟みになっているんですよね。マテリアルは、あくまで中国との和解であると。マテリアルは韓国とは争う姿勢で、企業の責任が非常に大きいと思うんです。それをわれわれはどうすべきかも含めて、コメントがありましたらお願いいたします。

松田素二：平野さん、どうも今日はわざわざ来ていただいてありがとうございました。平野さんには長崎支部長として、ずっと20年以上お世話になっています。企業の責任問題は、国の責任の陰で厳しい追及がなされてきませんでした。とても重要な問題です。確か1974年に、初めて三菱の元徴用工の人たちが日本にやってきたときに、私は学生でしたけれども、今でも覚えているのは、丸の内の三菱本社に行っても、本当に対等な人間扱いされずに、追い返されたことでした。当時の三菱の立場は、日本社会がこの問題に目を向けるようになった時が来れば、自分たちも考えるというのが言い方で逃げようとするものでした。何を言っても、絶対にやらないというふうには言わずに、日本社会の動きの中で、そういう時が来れば自分たちも考えるという論理で門前払いされたのでした。

中国と韓国は、サンフランシスコ講和条約における立ち位置が違うので、つまり戦勝国かどうか

ということで、国際的な圧力はずいぶん違うと思います。さらに営利を重視する企業にとって、市場規模も中国と韓国違うことも過去の責任に対する企業の対応の違いに反映されているように感じます。中国の戦争犠牲者に対しては慰霊碑の建立や賠償とまで言えない一時金のような動きが出てきているのに対して、韓国に対しては、過去の責任に対しては基本的に「ゼロ」回答で、慰霊碑とか、謝罪とか、何らかの形で基金を出すとか、積極的に提案する企業は見当たりません。

今まで私たちの市民運動の対象は、基本的には国と政府を相手に公的な責任を追及していくことが中心でしたけれども、平野さんがおっしゃっているように、その陰で多大な利益を得てきた私企業の責任と追及し企業に対して厳しい圧力をかけていくという姿勢が、運動する側の中にも随分弱かったことは、反省材料としてあると思います。

もちろんその中で、三菱や新日鉄をはじめ、企業責任を追及して、地道に運動してきた人たちが、平野さんもお存じの方たちもたくさんおられますけれども、これからは国の責任と企業の責任の双方を射程にいれた追及が必要のような気がします。今まではどうしても論理を分けて、国に対する論理、それから徴用企業に対する論理ということで、戦術的にもそういうのを分けて対応してきましたけれども、これから未来世代というか、次の世代を考えるとときには、やっぱり同じような歴史認識と反省に立って、国に対しても企業に対しても同じように厳しく責任を問っていく姿勢が必要なんだと思います。

そのためには、恐らく今回の徴用工問題における韓国の裁判、大法院判決に対する日本企業の対応が最も注目されるところで、今、企業は逃げ腰で、日本政府などが基金出したときに、その流れの中で何か考えようという動きと、そもそもそれは韓国政府の側が基金を作り韓国のお金でやるべきという自分たちの責任について正面から向き合おうとしない動きがみられるようです。

企業側のこうした姑息な逃げの姿勢を支えてきたのは、日本のマスメディアが主導して「韓国が国際的慣例を無視して無茶苦茶している」「あまりにも韓国がひどい」「これで現金化したら国交断絶もやむなし」というような意識を作り出していることに原因があるように思います。そのため企業に、過去の行為に対してちゃんと責任を取れという声は全く聞こえずに、ボールは韓国側に投げられたという認識が日本社会の中にも広く受容されています。その点はとても危惧するところです。だからそこを、何とか向き合う形に変えていくように、少しでも努力していきたいと考えています。

平野伸人：ありがとうございました。
木永勝也：ありがとうございました。他、今のことに関わってでも結構ですし、他のことでも、ウェブ、オンラインの方を含めて、ご意見等ありましたらお願いします。

なければなりません、今の平野さんの質問に関して私も質問したいんです。企業との関係で言うと、中国人の強制連行の場合は、数が少ないっていう、規模の問題があると思うんです。今度の韓国の場合だと、人数が多いのと規模が大きくなる、いわゆる花岡訴訟^{注1)}でやったような和解による解決、和解金を基金にして出すっていう解決、中国人強制連行の仕組みは、韓国の場合は規模から言ってもできないんじゃないかという気がするんですけど。その辺りのところでは、私自身は単純に、中国人強制連行でもらったような和解金を出して、それを基に基金をやって、場合によっては、ちょっとだけ企業のほうが、すいませんでしたみたいな謝罪文出すっていうことで、韓国のほうも妥協できれば、和解できるかなって、一瞬、思ったんですけど。ただ規模があまりに違うから、できないんじゃないか。その辺りのところ、松田さんはいかがお考えでしょうか。

松田素二：はい。大阪ではやはり花岡に関わる市民運動が地道な大衆運動を展開しており、また戦時中大阪に強制連行され大阪港で強制労働させら

れて犠牲となった中国人労働者を慰霊する碑（彰往察来碑）も2005年には建てられています。こうした

先進的な運動の経験に、私たち市民の会も多くを学ばせていただきました。もちろん、いくつかの点で朝鮮人徴用工被爆者との違いも明らかです。先述した第二次大戦における中国と韓国のポジションの違いも大きいですが、もう一つ、この徴用工問題っていうのが、今や日本と韓国の、国と国との間の関係性の象徴的な問題になっている点も指摘できるかもしれません。安部元首相に代表される日本の国粋主義とか、ナショナリズムとこの徴用工問題の解決が連動している状況にあるので、これの解決が、単なる企業問題を超えて、国家の安全保障や同盟関係、さらには自分たち自身のアイデンティティの問題として意味づけられているようです。譲歩したり変化したりするのは、自分の側ではなく韓国側であると決めつけて、責任をすべて韓国側に押し付ける思考は、この問題の特徴です。これを何らかの形で日本側がアクションを起こせるように変えていくことが重要で、今の政治状況の根幹に関わることだと思います。

そう考えると、徴用工の問題をかりに技術的に「解決」することができたとしても、同じような問題はすぐに起きることになるでしょう。したがって、この問題が日本側の問題でもあるということ、どれだけ真剣に深く理解できるかどうか、分かれ道になると思います。それが恐らく企業の問題も含む解決の出発点だと思います。今は、そうした思考があまりにも貧困ではないでしょうか。いろいろな市民運動の現場とか、いろいろなミニコミ誌の現場からちょっとずつでも、この問題が韓国側の問題ではなくて、日本側の問題であると、言い続けることができるのか、それをどういう形で政治の場に届けることができるのか、今、一番考えていることです。

木永勝也：ありがとうございました。平野さん、どうぞ。

平野伸人：いいですか。先年ですね、一つの例なんですけれども、これ、記録をしないでいただきたいんですが、オランダの碑を、先年、建てました。14分所の原爆犠牲者が8人出ていますので、その追悼碑を建てたんですが。それはですね、きっかけはオランダから三菱重工に手紙を出したんですね。ここ、記念碑を建てたいと。そこは、ジャパネットたかたという会社がサッカー場にしようとしているんですよ。そこでオランダの原爆の遺族は、三菱重工と、ジャパネットたかたと、長崎市に、記念碑を建てたいという手紙を書いたんですね。

そしたら三者三様の反応がありまして、まず三菱重工は、これ記録していただきたいんですが、封を開けずに送り返したんです。中身がなんか分からないのに、オランダに。全く何も見ないで送り返した。別に原爆の遺族とか何とか書いてあるわけでもないのにね。何となく推測したんでしょうね。じゃあジャパネットたかたは、これは私たちの対応できる問題ではないという丁寧なお断りをして、オランダに返したんです。長崎市は、土地を提供しますという返事をしてですね、それで結果、オランダの碑が建ったと。資金はオランダ政府が出した。

そういうふうにして、三者三様のいろんな反応があるんだと思いましたがけれども、少なくとも、やっぱり、今、松田先生が言ったような気持ちに日本国民がなって、戦後補償なり、始末をしなければいけない、世論をつくらなければ今のような状況がずっと続くのかなと思って、若干、暗たんたる気持ちになりました。オランダの碑のこと、去年、ああこういうことがあったなと思って。それも、今は簡単に言いますが、もう封も切らずに送り返すという。これはないんじゃないかと思ったりしてですね。そういうことでした。

松田素二：どうもありがとうございます。平野さんは、この間ずっとこの20年以上、釜山の被爆者の方々を中心に、在韓被爆者や二世と深い付き合いをされてこられましたけど、やはり日本と朝鮮

との間の植民地支配の歴史というか、それに反映した日本社会の朝鮮に対する軽視、あるいは差別、蔑視っていうのが、これまで企業や行政と交渉したりするときに、残念ながら感じるがありました。恐らくオランダとかアメリカの戦争捕虜の話のなかでも、自分たちの加害者性とか責任の追及を回避したいという意識が生まれているのだと思います。ただその点について言うと、韓国とか中国あるいは北朝鮮に対しての態度は、もうそれの比じゃないということですよ。彼らに対する加害者性や歴史の責任問題はよりストレートに問われる上に、先述したように、彼らに対する一種のレイシズムのような意識も作用しているとする、企業の態度がよりかたくなになるのは想像できます。

ですから、そういう中で、どこから何をしていくのかというとき、私は本当に、この広島や長崎で徴用を経験した人たちが持っている「生身の姿」を通して彼らの存在と主張を少しでも理解するしかないと思っています。例えば平野さんがずっと保管しておられる金順吉さんが徴用中に隠して書き続けた日記とか、そういった具体的なモノを活用して、平和学習とか社会学習の中で多くの人に知ってもらう中で、この問題についての社会的意識に何かアプローチできることはないかと考えています。平野さん、今いろいろお考えでしょうけれども、ぜひその点をお願いできればと思います。

平野伸人：ありがとうございました。

木永 はい。他、オンライン上の方を含めて、何かご意見等ございませんでしょうか。あまり進行役のほうから指名するのもよろしくないの、ぜひオンラインでご参加の方で、かなり専門が近い方もおられます。お願いします。

A：質問とかそういうんじゃないに、非常に私、講演よく分かって、得るところがものすごくたくさんあったので、そういう意味でありがとうございます。

ましたということを、一言お伝えしたい。

ただ、ちょっと一つだけ、事実確認のところでは、言えよかったですけど、あんまり講演の中身が非常に素晴らしかったんで、ちょっとやっぱり言いにくかったんですけども、一応、ほとんど時間もなくなったので、ちょっと一言だけお伺いしたかったのは、ちょっと本筋からは離れるけど、長崎と広島、朝鮮人被爆者、韓国人被爆者の数が紹介されてましたですね。そこで、ここの中で、例えば長崎が、岡まさはる記念長崎平和資料館などのメンバーで、朝鮮人被爆者がどのくらいいるかを、やはり結構長い時間かけて調査して、出した数もあるんですけども。その数がどうのこうのという問題じゃなしに、そういうグループもあったということを一言も触れられなかったのは、やっぱりその努力があんまり知られていないのかなと思ったんですけども、その辺はいかがですか。

松田素二：どうもありがとうございます。岡まさはるさんの資料館に、私も長崎に行くたびに寄らせていただきますけれども、情報量に圧倒されています。朝鮮人の被爆者の推定資料というのは、実はいろんな団体が、いろいろな形でやっているんですよ。さっき言った韓国赤十字や、私たちの韓国の原爆被害者を救援する市民の会と、それから韓国の原爆被害者協会が共同して実施した実態調査とか。あるいは核禁会議が実施した調査もあります。ただ、こうした推定の基礎となるべき統計、例えば当時、何人の朝鮮人が広島と長崎にいたのかということさえも不明確な状態です。さらに言うなら、当時、広島と長崎の人口が正確にどれくらいだったのかについても、大量な移動人口が存在していたので諸説あるようです。

その中で、特に統計に残らないようなものに、全国各地から広島に流れ込んできた朝鮮人の数があります。たとえば三菱に強制連行されて徴用されてきた人たちの数は、それなりに推定できるのですが、生活苦のために流入した朝鮮人の数は推定すらできません。例えば孫振斗さんは、大阪で

生まれて、15～16歳のときに広島に来て被爆したのですが、こういう日本国内で仕事を求めて大量に流動する人口についてはまったく推定できません。広島・長崎に住み着いて20年とか30年の人たちっていうのはそれなりに分かるんですけども、本当に漂泊してる、常に移動しているような人たちで、飯場にいた人たちの数はわからないのです。広島では陝川出身の現場監督というか、口入れ屋のような人がいて、その人がどんどん故郷から人を呼んだり、日本国内にいる陝川出身者を呼んだりして、広島には大量の陝川出身者が住むようになりました。それが本当にどれぐらいの数なのかは分からない。そういう意味で、岡まさはる先生をはじめとするグループの方々の推定は大変参考になります。

私は、一番重要なのは、被爆の実相というのがまだ分かる時点で、政府は最低限の基礎的な事実を、予算をちゃんと付けて調べるべきだと思いますが、その意味で岡まさはるさんたちの業績というのは、こうした調査がされなかった状況においてたいへん重要な資料、重要なデータとして活用されるものだと思います。もちろん岡まさはる先生をはじめとするみなさまのやられてきたことについて、全部を承知しているわけではありませんが、敬意を持って学ばせていただいています。

A：分かりました。ありがとうございました。

木永勝也：他、オンライン上の方々からのご質問、コメント、感想でもいいですが、ありませんでしょうか。今の、表1の朝鮮人被爆者数の推計は、前回、平野さんが紹介された数字ともちょっと、最後のところの帰国者と日本在留の数字は、通常ない数字なので、僕もあれと思ったんですけど。すいません、他、ご質問、感想、ご意見でも何でも。オンラインの方々で。

じゃあ時間もきていますので、最後、松田さん、最後に少し言い残したこと等ございましたらお願いします。

松田素二：いえ、最後、尻切れとんぼになって申し訳ありませんでした。またコロナが収まったら、対面でいろいろお話できればと思います。本当に今日はありがとうございました。

木永勝也：よろしいですか。本日はどうも皆さん、オンラインでご参加の方々も含めて、長時間ありがとうございました。最後どうしましょう、どうぞオンラインで拍手で。

木永勝也：拍手、そうですね。これで、一応、終わりにさせていただきますので、オンラインの方はリアクションで拍手で。視聴会場におられる方は、松田さん宛ての拍手で。どうもありがとうございました。

松田素二：どうもありがとうございました。ご苦勞さまでした。

木永勝也：それではこれにて閉じさせていただきます。では、またいつかお目に掛かりましょう。

聴衆：ありがとうございました。

松田素二：こちらこそどうもありがとうございました。

注

1) 花岡訴訟：日本は、柳条湖事件から中国に対する侵略戦争を開始したが、「事変」の名目で、戦争ではないから俘虜は発生しないとの論理により中国からの強制連行をおこなった。侵略後の軍需体制下、銅の増産を花岡鉱山に求め、その土木工事を鹿島組が担った。1945年6月30日、国策として中国から秋田県の花岡町へ強制連行、鹿島組花岡出張所に収容された986人が、一斉蜂起した。事件後の拷問も含め、中国人労働者のうち、419人ほどが死亡。この事件について、元労働者の生存者と遺族の計11人が中国人強制連行強制労働被害者として日本で初めて、民事上の不法行為として民間企業の戦争責任を追究して鹿島建設を相手に損害賠償を求めて訴訟を起した。2000年11月29日、鹿島は企業責任

を認め、原告11名を含む986人全員の一括解決として5億円の基金を設立する和解に応じた。

(出典：ウィキペディア；大館市役所職員労働組合文書；内藤光，博戦後補償裁判における花岡事件訴訟和解の意義，専修大学社会科学研究所月報 No.459 2001年9月20日，など)

戦後の日本人，中国人，在日朝鮮人の関係について，新木武志が，1946年5月に長崎市で起こった長崎警察署襲撃事件を取り上げて当時の状況について書いている：1946年7月30日GHQの指令「連合国人，中立国人及び無国籍人に対する食糧配給に関する総司令部覚書」

(SCAPIN1094)によって「食糧危機・生活物資難の日本人が聞けば目をむきそうな豪勢な生活物資が中国人に対しては配給された」こと，また，長崎のヤミ市取り締まりに関して，1946年9月9日付で「今後，中国人は警察官が職務を遂行するなかで逮捕の対象となる」と占領軍軍事裁判所第24管区裁判長が見解を示したのに対してなお「特定の偶発事件を除き，日本国政府は連合軍国民を逮捕する権限を持たない」との批判があった。(新木武志，占領期長崎におけるヤミ市の形成と中国人・在日朝鮮人～長崎警察署襲撃事件を中心に～)。

木永勝也による参考文献

(本論と関係する日本語文献、長崎を重点に、年代順に)

上原敏子 (1972) 「在広朝鮮人被爆者についての一考察」(一)(二)『芸備地方史研究』90、91

鎌田定夫編 (1982) 『被爆朝鮮・韓国人の証言』、朝日新聞社。

岡正治、高實康稔 (1986) 『朝鮮人被爆者とは一かくされた真実一』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会。

在韓被爆者問題市民会議編 (1988) 『在韓被爆者問題を考える』、凱風社。

長崎在日朝鮮人の人権を守る会編著 (1989) 『朝鮮人被爆者一ナガサキからの証言』、社会評論社。

深川宗俊 (1992) 『海に消えた被爆朝鮮人徴用工一鎮魂の海峡』、明石書店

中島竜美編集・解説 (1999) 『原爆被害は国境を越える (日本原爆論大系第3巻)』、日本図書センター。

市場淳子 (2000) 『ヒロシマを持ちかえった人々一「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』、凱風社

鄭根埴編、市場淳子訳 (2008) 『韓国原爆被害者 苦痛の歴史：広島・長崎の記憶と証言』、明石書店

尼子真央 (厚生労働委員会調査室) (2008年) 「原爆被爆者援護の現状と課題」『立法と調査』(参議院) No. 283

三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会編著 (2010) 『「恨」三菱・広島・日本 46人の韓国人徴用工被爆者』、創史社

長崎在日朝鮮人の人権を守る会 (2011) 『端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記録 軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社。

辛亨根、川野徳幸 (2012) 「韓国人原爆被害者研究の過程とその課題」、『広島平和科学』34、広島平和科学研究センター

小田川興 (2013) 「被爆韓国朝鮮人問題の地平」、和

田春樹、内海愛子、金泳鎬、李泰鎮編『日韓歴史問題をどう解くか一次の100年のために』岩波書店
大韓民国政府・国務総理所属対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会、

河井章子訳 (2015) 『広島・長崎朝鮮人の原爆被害に関する真相調査：強制動員された朝鮮人労務者を中心に』対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会

鄭美香 (2017年) 「忘れられた被爆者一在韓被爆者の歴史と先行研究一」『社学研論集』(早稲田大学) Vol. 30

松田 素二 (2019) 「原爆、植民地支配、戦後放置一幾重もの「トラウマ」を生きる在韓被爆者」田中雅一・松嶋健編『トラウマ研究2 トラウマを共有する』京都大学学術出版会

戸塚悦朗 (2019) 『「徴用工問題」とは何か? : 韓国大法院判決が問うもの』明石書店

内田雅敏 (2020) 『元徴用工和解への道 : 戦時被害と個人請求権』ちくま新書

橋場紀子 (2022) 「韓国人被爆者の「語り」から見た「被爆体験」の特徴」

長崎大学多文化社会学部・多文化社会学研究科『多文化社会研究』2022年第8号